資料３

健康的な食環境づくり推進協議会の設置について

１　目的

宮崎県健康増進計画「健康みやざき行動計画２１」に掲げる栄養・食生活分野の目標を達成するために、産学官が連携し、県民が自然に健康になれる食環境づくりを推進することを目的として、宮崎県健康的な食環境づくり推進協議会（以下、「協議会」）を、宮崎県健康づくり推進協議会設置要綱第４条の２の規定に基づき設置する。

２　構成

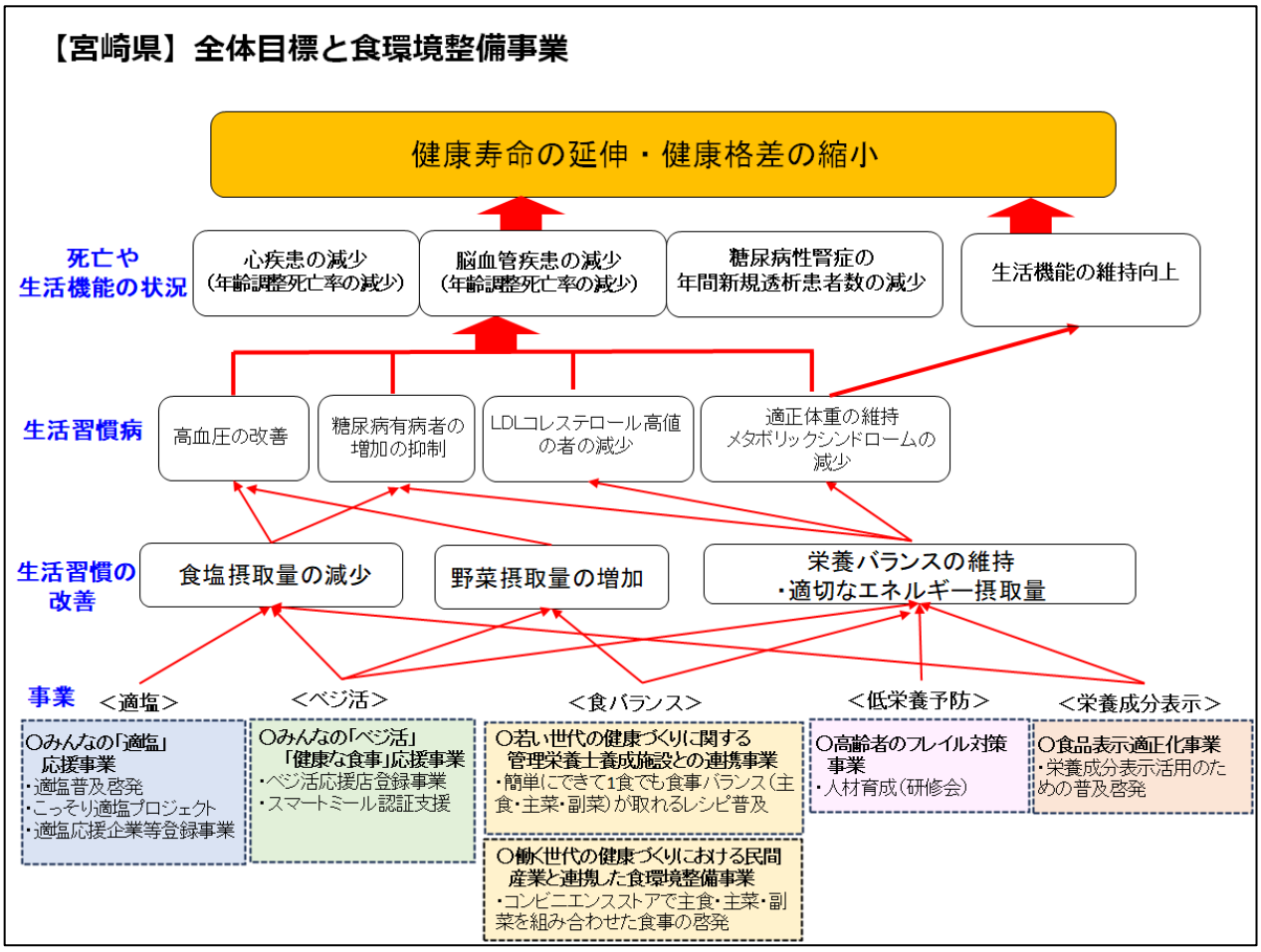
食品関連事業者（食品製造業、食品小売業、仕出し・飲食業）
食品関連団体
学識関係者　等

３　内容

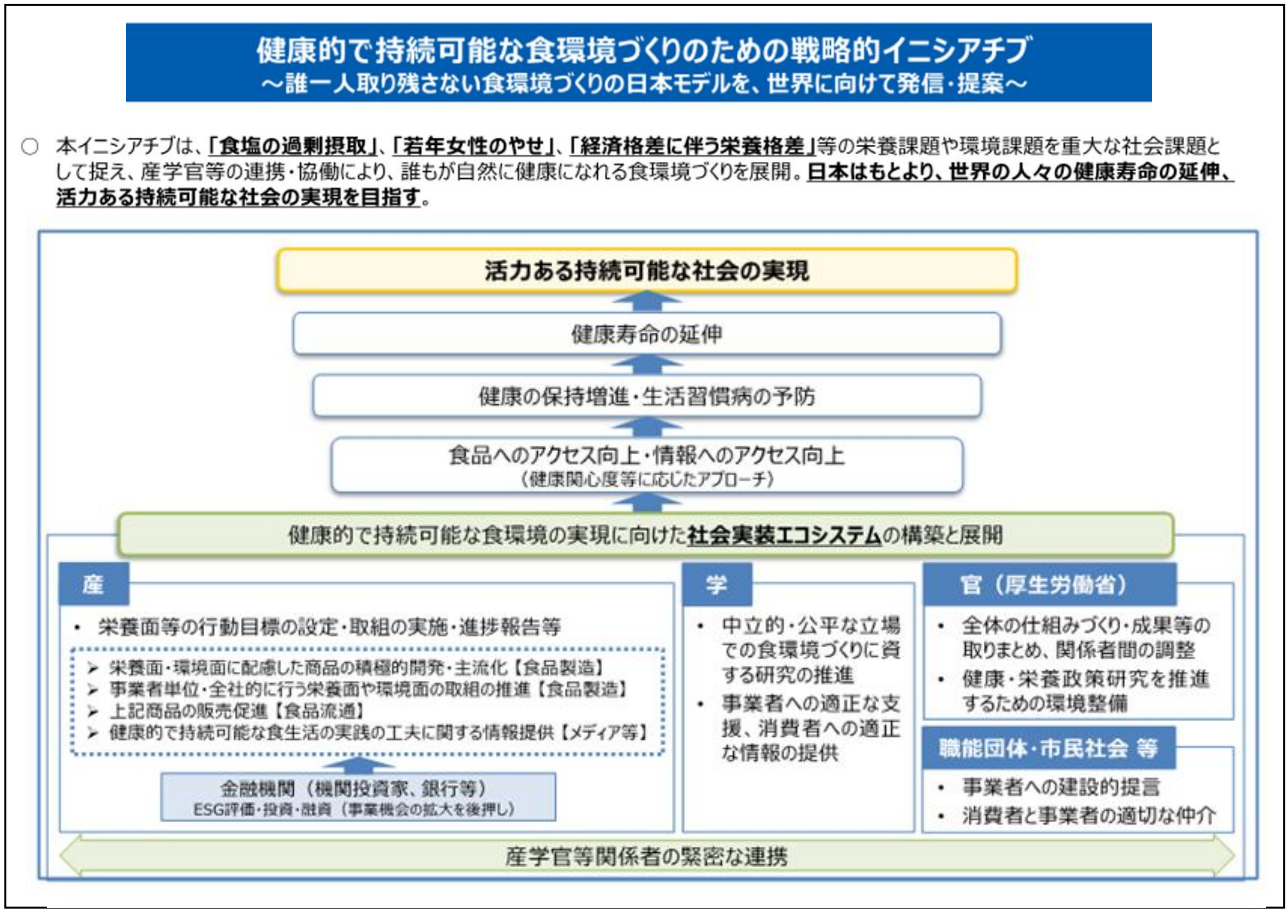
宮崎県の栄養・食生活に関連する健康課題を踏まえ、既存の食環境整備事業及び国が推進する「健康的で持続可能な食環境イニシアチブ」の新たな取組等について、産学官それぞれの立場から意見を出し合い協議を行う場とする。

４　参考

（１）既存の食環境整備事業



（２）国が推進する「健康的で持続可能な食環境イニシアチブ」



＜イニシアチブのねらい＞

・イニシアチブに参画する事業者等は、自ら減塩等の栄養課題等の解決に向けた行動目標を設定し、目標の達成に向けた取組を進めるとともに自主的な評価により進捗の確認を行うことなどが求められている。

業種	目標（例）
食品製造業	・減塩商品のラインナップを新たに〇品目追加・拡大する ・既存のヒット商品等の食塩相当量を、平均〇%削減する ・自社レシピサイトや SNS において、1 食あたりの食塩相当量を〇g 以下に抑えたレシピを開発・公開する
小売業	・店舗で減塩商品のフェアを年〇回開催し、減塩商品の売上を前年比〇%増やす ・アプリやチラシを活用し、適正塩分・野菜摂取に関する食育情報を毎月配信する
メディア・IT 関連事業者	・自社メディアや SNS を通じて、食生活改善に関するコンテンツを年間〇本配信し、〇万リーチを目指す

・栄養課題は、個人や一つの企業・団体だけで解決できるものではないため、参画事業者それぞれの強みを生かした連携事業を創出する。

＜各都道府県での取組＞

・都道府県においても産学官が連携した組織体を設置し、国同様の取組を行うことが求められており、健康日本２１（第三次）では、令和 14 年度までに全都道府県で組織体を設置するという目標が掲げられている。